

付則1 MFJライセンス昇格・降格に関する規則

1 目 的

本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下MFJという）が発給、管理する競技ライセンス等級の昇格・降格に関して規定し、モーターサイクル競技の公正を図ることを目的とする。

2 2025年度昇格ポイント対象期間

2025年度の昇格ポイント対象期間は2025年1月1日から2025年11月30日までとし、昇格となった資格が有効となるのは2026年1月1日からとする。

昇格ポイント対象期間が変更される場合は、各選手権ごとに公示される。

3 昇格、降格の種類と手続き

- 3-1 自動昇格とは
昇格対象期間内に規定の自動昇格の得点または順位を得た場合、ライセンスは上位区分に昇格する。自動昇格対象者にはその年の12月中にMFJより通知される。なお、昇格後の区分が有効となるのは2026年1月1日からとする。
なお、自動昇格後の区分は、**10** 自動降格の基準 10-1 自動降格基準表に示す年度まで維持される。
- 3-2 申請昇格とは
昇格対象期間内に規定の申請昇格の資格、得点または順位を得た場合、ライセンスは申請すれば上位区分に昇格する。明確な基準が定められている申請昇格については、その対象者にはその年の12月中にMFJより通知される（ロードレースフレッシュマン→国内の場合および年齢昇格は除く）。
申請昇格の権利を得て、申請昇格期間内に手続きをしなかった場合は、申請昇格の権利はなくなる。なお、昇格後の区分が有効となるのは2026年1月1日からとする。昇格を希望する者は昇格手続きが完了するまでの競技会に出場できない。
また、申請昇格の手続きを行った後、昇格の取り消しは一切認められない。
- 3-3 自動降格、特別降格とは
ライセンスの欠格期間による自動降格、本人の申請により審査される特別降格がある（**10** 自動降格の基準参照）。
- 3-4 再昇格規定とは
ライセンスを降格した者が**13** 再昇格基準に明記された成績を修めた場合、ライセンスは再度昇格する。

4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）

- 4-1 公認競技会で与えられる得点（以下ポイントという）は公認競技会の格式別に完走者に対し、その成績に応じて下記のように与えられる。
昇格に関するポイントとして適用される。

① ロードレース/トライアル/スーパーモト/スノーモビル全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	25	20	16	13	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ・決勝出走台数にかかわらず、上位15位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- ・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

② ロードレース/トライアル/スーパーモト/スノーモビル県大会のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ・決勝出走台数にかかわらず、上位10位までの完走者に対しポイントが与えられる。
- ・開催クラスの成立台数は2台以上とする。

③ モトクロス（全日本選手権・地方選手権・県大会）のポイントスケール

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	35	32	30	28	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16
順位	16位	17位	18位	19位	20位	21位	22位	23位	24位	25位	26位	27位	28位	29位	30位
得点	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- ※開催クラスの成立台数は2台以上とする（1台以下は不成立）。
- ※ポイントは完走者に対し与えられる。
- ※「完走者」とは優勝者の75%（小数点以下切捨て）以上の周回数を完了した者をさす。

④ エンデューロ（全日本・エリア選手権）のポイントスケール ※複数日数（2日間等）開催の場合は1日ごとに付与

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25	22	20	18	16	15	14	13	12	11
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

- 4-1-1
- ロードレースのナショナルJ-GP3、JP250クラスは、国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。
- 4-1-2
- トライアルのジュニアクラスは、国内B級との混走が認められ、総合順位によってポイントが適用される。
- 4-2
- MFJカップ、地方選手権、エリア選手権等のランキング決定基準に特別な記載がない場合は、**14**全日本選手権ランキング決定基準を適用する。

5 ロードレースライセンスの昇格

5-1 ジュニア⇒フレッシュマン

自動昇格
当該年(2025年1月1日～12月31日まで)に16歳になる者は誕生日前でも自動的にフレッシュマンとなる。

5-2 ジュニア⇒国内

- 5-2-1
- MFJカップJP250選手権シリーズ
申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
MFJカップJP250選手権シリーズのナショナルクラスにおいて、30点以上のポイントを得て、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。
ポイントは、**4**公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-2-2

地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

各地方選手権シリーズ（2025年11月30日まで）のナショナルJ-GP3、JP250クラスにおいて、以下のポイントを得て、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

各地方選手権	J-GP3・JP250
十勝、SUGO、筑波、もてぎ、鈴鹿、岡山、HSR、POLISPA	30点以上

- ・ポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニアとの混走）によって付与されるポイントとする。
- ・ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-3

フレッシュマン⇒国内

申請昇格

下記条件のいずれかを満たし申請することにより、国内ライセンスを随時取得できる。年度の途中でも申請できるが、ライセンス追加料金3,000円を必要とする。

(1)

公認サーキットでの**3時間以上のスポーツ走行をしていること**（複数のサーキットでの走行時間の合算は不可）。

(2)

公認・承認ロードレース競技会にフレッシュマンライセンスで出場し、予選出走台数20台以上で10位以内、または10台以上で6位以内の成績を修めること（過去2年以内）。

(3)

公認・承認ロードレース競技会にてフレッシュマンライセンスで過去2回以上参加した実績を有する（過去2年以内）。

※（2）、（3）は書式「ロードレース国内ライセンス申請資格取得証明願い（主催者証明印入）」を提出。

※主催者の定めた規定で前記実績が適用されない競技会もある。

(4)

国内ライセンス取得講習会を受けること。

5-4

国内⇒国際

5-4-1

MFJカップJP250選手権シリーズ

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

MFJカップJP250選手権シリーズナショナルクラス**総合ランキング（国内／RF／ジュニア）上位5名以内のうち「国内ライセンス」所持者は**、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。

5-4-2

地方選手権

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

各地方選手権（2025年11月30日まで）JP250/J-GP3/ST600/ST1000クラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

ナショナルJ-GP3、JP250クラスのポイントは、総合順位（国内、フレッシュマン、ジュニア）によって付与されるポイントとする。

	十勝	SUGO	筑波	もてぎ	鈴鹿	岡山	HSR	POLISPA
ST1000	1	1	2	4	4	2	1	1
ST600	1	1	3	3	5	3	1	1
J-GP3	--	1	3	--	3	1	--	--
JP250	1	2	3	2	3	1	1	1

- ・ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方

- 選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。
- 昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
- 当該地方選手権、当該ナショナルクラスがシリーズ戦として成立しなかった場合は該当者なしとする。
- 開催日程、開催数、参加台数により、主催者からロードレース委員会への申請により昇格人数を変更することができる。

5-5 ロードレース委員会指名昇格

ロードレース委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

5-6 ロードレース特別審査

5-6-1 ジュニアから国内への特別審査

下記クラスを対象とし特別審査の申請を提出することができる。
ジュニアから国内への申請可能なクラス（MFJ承認競技会以上に登録されているもの）

十勝スピードウェイ	JP250、Street250、CBR250R/RRカップ+勝ミニバイクレース（スプリント）
スポーツランドSUGO	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ
筑波サーキット	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ S80
モビリティリゾートもてぎ	JP250
鈴鹿サーキット	J-GP3、JP250
岡山国際サーキット	J-GP3、JP250、CBR250R/RRカップ
HSR九州	JP250
オートポリス	JP250
SPA直入	JP250

同一ライセンス年度内のロードレースジュニアからロードレース国際ライセンスへの特別審査の申請は認められない（ジュニアから国内への昇格者においても2階級昇格は認められない）。
同一ライセンス年度とは、2025年ライセンスの場合、2025年4月1日～2026年3月31日をいう。

5-6-2 国内から国際への特別審査

当該年のアジアタレントカップおよびアジアロードレース選手権の成績を以て特別審査を申請することもできる。

5-6-3 この申請は、書式「ロードレース特別審査申請書」に必要事項を記入し、顔写真、成績を証明するリザルト、申請料**5,500円（税込）**を添え、MFJ事務局に申請する。

5-6-4 この申請の受付は、2025年11月1日から2026年1月5日（必着）とし、MFJ事務局へ申請すること。

5-6-5 この特別審査は、サーキット施設、MFJ専門委員会での審査結果による。

6 モトクロスライセンスの昇格

- 6-1 ポイントは、**4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）**4-1が適用される。
- 6-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

6-3 PC➡ジュニア

自動昇格
当該年（2025年1月1日～12月31日まで）に9歳になる者は誕生日前でも自動的にジュニアとなる。

6-4 ジュニア➡国内B級

- 6-4-1 自動昇格
- 当該年（2025年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。
- 6-4-2 特別審査（体格を理由とする申請）
- 原則として、身長が160cm以上あり本人が昇格を望む場合に申請ができ、MFJモトクロス委員会にて承認された場合に国内B級への昇格が認められる。
- 申請者は、当該年度有効なMFJジュニアライセンスを所持している者に限られ、書式「MFJモトクロスライセンス特別審査申請書（体格理由）」に必要事項を記入し、顔写真、申請料5,000円と、身長が160cm以上あることを証明する公的な書類（学校での身体測定結果、または医療機関等で発行される証明書等）を添え、MFJ事務局に申請する。
- なお、この特別審査は年度途中でも申請することができる。
- ※この特別審査が認められた場合、ライセンスの切替え手続きを速やかに行わなければならない。ライセンスの切替え手続きが完了するまでは、ジュニアライセンスの資格とする。

6-5 ジュニア➡国内B級または国内A級

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

公認競技会（2025年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	3	5	12	6	15	4	2	5

6-6 国内B級➡国内A級

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

公認競技会（2025年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	8	6	12	8	10	6	6	5

6-7 国内A級➡国際B級

自動昇格

公認競技会（2025年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

※85ccクラス以下は昇格の対象としない。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	4	3	8	3	3	3	3	3

6-8 国際B級➡国際A級

- 6-8-1 自動昇格
- 全日本選手権IBOPENクラスのシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。
- 昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
- 6-8-2 申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

地方選手権インターナショナルオープンクラスの国際B級最上位1名および同点の者で、かつ当該年度の全日本選手権IBOPENクラスで**1回以上、決勝レースで5位以内を獲得した者**は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

6-9 **モトクロス全国大会選抜クラスの昇格**

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
選抜各クラスで優勝した者は、昇格申請を提出した場合、2階級申請昇格することができる。
ジュニア（2ヒート総合優勝者1名）→国内A級または国際B級（※）
国内B級（2ヒート総合優勝者1名）→国際B級
国内A級（2ヒート総合優勝者1名）→国際A級
モトクロス全国大会選抜クラスで獲得したポイントの各地方選手権への加算はしない。
※ジュニアから国際B級への昇格を希望する場合、MFJモトクロス委員会の審査・承認を必要とする。
審査の為に必要な情報は、昇格通知とともに当該選手に直接連絡される。

6-10 **地方選手権におけるボーナスポイントについて**

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。
※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

6-11 **モトクロス委員会指名昇格**

モトクロス委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

7 トライアルライセンスの昇格

- 7-1 ポイントは、**4** 公認競技会で与えられる得点（ポイント） 4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される。
- 7-2 シリーズ開催予定数の50%以上の大会またはクラスが成立しなかった場合は、昇格対象ならびにシリーズチャンピオンとして認められない。

7-3 **ジュニア➡国内B級**

自動昇格
当該年（2025年1月1日～12月31日まで）に16歳になる者は誕生日前でも自動的に国内B級となる。

7-4 **ジュニア／国内B級➡国内A級**

ジュニア部門は国内B級との混走が認められ、昇格の基準は国内B級と同格に扱われる。
自動昇格
各地方選手権および公認競技会（2025年11月30日まで）において合計で下記のポイントを得た者（複数の地方にまたがるポイントの合計はしない）かつシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
得点	—	—	80	—	50	65	—	70
人数	1	5	10	12	9	8	2	7

7-5 **国内A級➡国際B級**

自動昇格
地方選手権（2025年11月30日まで）のシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下記の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

地方	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
人数	1	3	5	4	4	3	1	3

7-6 国際B級⇒国際A級

- 7-6-1 自動昇格
全日本選手権国際B級のシリーズランキングで1位～5位にランクされた者は自動昇格する。
昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
- 7-6-2 申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
地方選手権にてシリーズチャンピオンとなった者は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。

7-7 地方選手権におけるボーナスポイントについて

各地方選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。
※ボーナスポイント対象大会は、各地方選手権カレンダーを参照。

7-8 トライアルグランドチャンピオン大会グランドチャンピオンクラスの昇格

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
グランドチャンピオンクラス（ジュニア／国内B級／国内A級混走）の上位10位までの入賞者は、昇格申請を提出した場合、国際B級へ昇格することができる。

7-9 全日本選手権 国際A級⇔国際A級スーパークラス

- 7-9-1 申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングで2位～5位にランクされた者は、申請により国際A級スーパークラスへの昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。
またシーズン途中でのクラス昇格は不可とする。
- 7-9-2 自動昇格
全日本選手権国際A級クラスのシリーズランキングでシリーズチャンピオンを獲得した者は、翌年国際A級スーパークラスへ自動昇格する。
- 7-9-3 自動降格
全日本選手権国際A級スーパークラスのシリーズランキングでシリーズランキング11位以下の者は、翌年国際A級クラスに自動降格する。この場合、再昇格規定は適用されない（ただし、世界選手権ポイント獲得者等、トライアル委員会が特に認める者は除く）。

7-10 トライアル委員会指名昇格

トライアル委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

8 スーパーモトライセンスの昇格

8-1 B級⇒A級

- 8-1-1 申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）
全日本スーパーモト選手権に併催される「S1 チャレンジ」シリーズのS1 OPEN・S2・S3クラスで、いずれかの大会においてB級1位の成績を修め、かつ同一クラスにてシリーズポイント50点以上得た者は、申請によりスーパーモトA級に昇格できる（ポイントは 4 公認競技会で与えられる得点（ポイント）...
4-1 ①全日本選手権・MFJカップ・地方選手権・エリア選手権のポイントスケールが適用される）。
昇格を希望するものは昇格手続きが完了するまで競技会に出場できない。

8-2

スーパーモト委員会指名昇格

スーパーモト委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

9

エンデューロライセンスの昇格

9-1

国内B級⇒国内A級

9-1-1

自動昇格

全日本選手権NBクラスのシリーズランキングで1～8位にランクされた者は自動昇格する。

9-1-2

自動昇格

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NBクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は自動昇格する。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	5	6	6	6	5

9-2

国内A級⇒国際B級

9-2-1

自動昇格

全日本選手権NAクラスのシリーズランキングで1～5位にランクされた者は自動昇格する。

9-2-2

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）NAクラスのシリーズランキング上位者（選手権ごとに定める下表の人数）は昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

エリア	北海道	東日本	中日本	西日本	九州
人数	3	3	3	2	2

9-3

国際B級⇒国際A級

9-3-1

自動昇格

全日本選手権IBクラスのシリーズランキングで1～3位にランクされた者は自動昇格する。

9-3-2

申請昇格（申請期日：2026年1月5日必着）

エリア選手権（北海道・東日本・中日本・西日本・九州）IBクラスのシリーズチャンピオンで、かつ当該年度の全日本選手権IBクラスでポイントを獲得した者は、昇格申請を提出した場合、昇格することができる。昇格対象者の最下位の者と同点の者は昇格者に含まれる。

9-4

エリア選手権におけるボーナスポイントについて

各エリア選手権シリーズにおいて、年1戦のみボーナスポイント3点が加算される大会が認められる。
※ボーナスポイント対象大会は、各エリア選手権カレンダーを参照。

9-5

エンデューロ委員会指名昇格

エンデューロ委員会から指名された者は、昇格を義務づけられる。この通知は対象者に通知される。

10

自動降格の基準

10-1

当該種目のライセンスの更新がなされなかった場合は、その欠格期間（ライセンスを取得しなかった期間）によって下表のとおりライセンス等級が自動降格される。

●自動降格基準表 ※2025年度ライセンスを取得した場合

	種目	モトクロス・エンデューロ				トライアル				ロードレース	スノーモビル スーパーモト
最終ライセンス取得年度	区分	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2023年（欠格1年）		国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国内B級	国内A級	国際B級	国際A級	国際	A級
2022年（欠格2年）		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2021年（欠格3年）		〃	国内B級	〃	〃	〃	国内B級	国内A級	〃	〃	〃
2020年（欠格4年）		〃	〃	国内A級	国際B級	〃	〃	国内B級	国際B級	国内	B級
2019年（欠格5年）		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2018年以前		〃	〃	〃	国内A級	〃	〃	〃	国内A級	〃	〃

※ロードレースライセンス取得者（ジュニア、フレッシュマン、国内、国際）で、10年以上欠格期間がある場合は、フレッシュマン再取得者はMFJ公認サーキットライセンス（当該年度有効）を取得するか、MFJ公認フレッシュマンライセンス講習会を受講しなければならない。国内再取得者は公認サーキットライセンス取得のうえ当該サーキットでの3時間走行証明を取得するか、MFJ公認国内ライセンス講習会を受講しなければならない。

- 10-2過去に各種目の年間世界チャンピオンとなった者は自動降格基準表にかかわらず当該種目の最上級部門のライセンス申請とする。申請時にMFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-3過去に各種目の最上級区分（現ロードレース国際、モトクロス国際A級、トライアル国際A級、エンデューロ国際A級）で各クラスの全日本年間チャンピオンとなった者は希望により自動降格基準表の対象外となることができる。ただし、最上級区分を再申請する場合は、MFJ事務局に連絡を必要とする。
- 10-4国際ライセンス発行特別申請（ロードレースのみ適用）
ロードレース国際から国内に自動降格となった場合、「国際ライセンス発行特別申請」の手続きを行い、ロードレース委員会の審査によって認められた場合に限り、国際ライセンスを取得できる。ただし、過去に特別降格により国内ライセンスを取得した場合を除く。
- 10-4-1国際ライセンス発行特別申請は、書式「MFJロードレース国際ライセンス発行特別申請」に必要事項を記入し、顔写真、申請料**5,500円（税込）**と、**未更新となった年度から国内ライセンスに降格となった年度※までの欠格期間分の会費と、当該年度のライセンス申請料を添え**、MFJ事務局に申請する。会費の算出は、**2025**年度の会費を基準とし、MFJ事務局に確認を行うこととする。なお、ロードレース国際が10年以上の欠格期間を有する場合は、申請者自ら「国際ライセンス」所持者であった証明書（例：過去のライセンス、レースリザルト等）を提出しなければならない。
※10-1項 自動降格基準表を参照
- 10-4-2申請理由が、ロードレース界の貢献に資すると認められた場合は、会費負担の軽減が図られる場合もある。

11 特別昇格およびその手続き

2021年度から特別昇格制度は廃止された。

12 特別降格およびその手続き

- 12-1特別降格申請者は、当該年度有効な当該種目ライセンス所持者に限られる。
- 12-2原則としてそのライセンス区分にて得点を得られないまま1年以上経過した者で、降格を希望する者は、特別降格の申請ができる。
- 12-3この申請は、書式「MFJ競技ライセンス特別降格申請書」に必要事項を記入し、顔写真、申請料**5,500円（税込）**を添え、MFJ事務局に申請する。
- 12-4この申請の受付は、2025年11月1日から2026年1月5日（必着）とし、MFJ事務局に申請することとし、期限を過ぎたものは一切受理されない。
- 12-5この特別降格についての審査は、サーキット施設、MFJ専門委員会での審査結果による。
- 12-6この特別降格により降格した年度は、再昇格基準が適用される。

13 再昇格基準

自動・特別降格が適用されたライセンス年度（有効期間内）のみ、以下の基準に適合する場合は、年度中でも再昇格することができる。自動降格により2階級以上降格した場合、その年度内であればひとつずつ2階級の昇格も認められる。基準に適合した者は、書式「MFJ競技ライセンス再昇格申請書」に必要事項を記入し、成績結果（大会公式リザルト）と現在所持しているMFJライセンスを添え、MFJ事務局へ申請する。この規則は、欠格期間が10年以上ある場合は適用されないが、トライアルのみ別に定める（※）。

1) ロードレース

- (1) 地方選手権以上のシリーズ大会において、原則として優勝した者。
- (2) 公式記録によるラップタイム等により、MFJロードレース委員会が特に必要と認め、承認した者。

2) モトクロス

- (1) 国際B級へ降格した場合は、全日本選手権IBOPENクラスで優勝した者。
- (2) 国内A級へ降格した場合は、地方選手権ナショナルクラスで優勝した者。
- (3) 国内B級へ降格した場合は、地方選手権ノービスクラスで優勝した者。
- (4) MFJモトクロス委員会が特に必要と認め、承認した者。

3) トライアル

- (1) 国際B級に降格した場合は、全日本選手権IBクラスで優勝した者。
- (2) 国内A級に降格した場合は、地方選手権NAクラスで優勝した者。
- (3) 国内B級に降格した場合は、MFJ公認競技会NBクラスで優勝した者。
※ トライアルに限り(1)～(3)で資格を得た者は欠格期間10年以上を過ぎた場合でも適用することができる。
ただし、所属する地区トライアル部会の部会長の推薦状を必要とする。
- (4) MFJトライアル委員会が特に必要と認め、承認した者。

4) スーパーモト

- (1) B級に降格した場合、S1チャレンジにおいて優勝した者。
- (2) MFJスーパーモト委員会が特に必要と認め、承認した者。

5) エンデューロ

- (1) 降格したクラスにおいて、全日本またはエリア選手権シリーズで優勝した者。
- (2) MFJエンデューロ委員会が特に必要と認め、承認した者。

14 全日本選手権ランキング決定基準

1) 全日本選手権ランキング順位決定方法

全日本選手権ランキングの順位は次の方法により決定される。

- (1) 全日本選手権シリーズ大会で得た得点を合計し、総合得点の多い者から順位を決定する。**なお、各種目競技規則に有効ポイント制の適用が定められている場合は、それに従い順位を決定する。**ただし、獲得点数が40点未満の場合はチャンピオンとせず、ランキング2位とする。
- (2) 上記(1)で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
例：同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。それでも同位の場合、2位を獲得した回数を比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- (3) 上記(2)で決定できない場合、最終戦成績結果（最終ヒートレース）の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (4) 上記(3)で決定できない場合、最終戦に近い大会の成績結果の上位順位の者を上位とする。※ポイント圏外の順位は対象とならない。
- (5) 上記(4)で決定できない場合、前年度のランキング上位の者を上位とする。
- (6) 上記(5)で決定できない場合、MFJ当該種目専門委員会において最終決定する。

2) 地方選手権ランキング順位決定方法

基本的に全日本選手権ランキング順位決定方法に準ずる。

MFJ MOTO AWARDS 全日本選手権ランキング認定表彰式典

全日本選手権ランキング決定基準に基づき決定された選手およびその他特別賞対象者の栄誉を称え、2025年12月に開催されるMFJ MOTO AWARDSにて表彰される。受賞者は必ず出席しなければならない。

15 競技役員／講師ライセンスの昇降格

第2章 ライセンス **10** 競技役員／講師ライセンスに関する規定10-2競技役員／講師の昇格基準および10-3競技役員／講師の降格基準参照。

16 本規則の施行

本規則は、2025年1月1日から施行する。